

お風呂は下水道の口

下水道の口を覚えてみましょー

下水道の役割、しくみ、正しい使い方などについて、お知らせします。

下水道の役割

美しい自然を守ります
汚した水をそのまま川や海へ流すと、豊かな美しい自然や都市の環境は破壊され、水の利用にも大きな支障が生じます。

自然から得たきれいな水は、再び、もとの状態にして自然にかえすことが大切です。
下水道は、循環型社会に欠かせない施設です。

住みよい環境をつくりま

下水道が整備されると、家庭や工場からの汚れた水が速やかに排除され、悪臭やハエ・蚊の発生しない、衛生的に住みよい街になります。

下水道のしくみ

下水道(汚水)は、管きよ、ポンプ場および終末処理場の3つの施設から成り立っています。

管きよ

主に、道路に埋設している管で、鉄筋コンクリート、塩化ビニールなどでできています。

管きよは、家庭や工場からの汚れた水を終末処理場まで流すための施設で、維持管理ができるように、必要な場所にマンホールを設置してあります。

ポンプ場

下水は、自然流下で流れており、徐々に管の埋設位置が深くなるため、ポンプで下水を地表近くまでくみ上げる施設です。市内には、西袋汚水中継ポンプ場(八潮八丁目)があります。

終末処理場

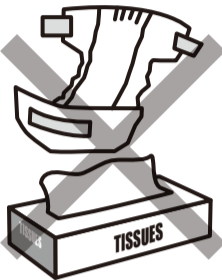
管きよで集められた下水をきれいにするための施設です。市の下水は、中川水循環センター(三郷市)で処理されて中川に放流しています。

下水道の正しい使い方

・台所のゴミや天ぷら油は、悪臭や詰まりのもとですので、流さないでください。



・詰まりや故障の原因になるので、水洗トイレにはトイレトーパー以外の生活用品は流さないでください。



・有害な物質や危険物は、絶対に流さないでください。

問 下水道課 ☎2622

対に流さないでください。

公共下水道に早めの接続を

公共下水道を使用できる区域内の皆さんは、供用開始の日から1年以内に接続することが、条例などで義務付けられています。

なお、下水道接続工事は、市の指定工事店で行う必要があります。接続工事は、必ず市の指定工事店へ依頼してください。

下水道使用料

公共下水道施設を円滑に使用するためには、管きよの清掃や補修、中川水循環センターの維持管理などを怠ることはできません。

皆さんに納めていただく使用料は、このための費用にあてられます。

下水道使用料は、2カ月分を水道料金と合わせて水道部から通知しますので、お支払いください。
なお、お支払いは「口座振替」を利用いただくと便利です。

「存じずかた」のバリアフリー

支え合い、助け合おうとバリアをなくし、より良い社会を築き上げましょー。

問 障がい福祉課 ☎4288

「存じずかた」とは

こころのバリアフリーは、障がいのある方や高齢の方だけでなく、すべての方の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア(障壁)を取り除くことです。

福祉のまちづくりを進めるためには、建築物、道路などの整備を進めるだけでは十分とはいえません。

整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供などの対応を進めるとともに、障がいのある方や高齢の方などへの無理解、偏見、差別をなくしていくことなど、こころのバリアフリーが必要です。

相手の立場になって考えましょー

障がいなどの種類によって注意しなければならぬポイントや援助の内容が異なります。

車いすを利用している方

歩けない方や歩くことが困難な方は車いすを使っています。車いすは、道などに段差があると乗り越えることが困難です。また、階段は昇れないので、エレベーターが必要で

困っている方がいたら、「何か手伝うことはありますか」と声をかける勇気が大切です。

聴覚に障がいのある方

聴覚障がいといっても、聞こえない、わずかに聞こえる(難聴)などの聞こえ方の程度はさまざまです。聞こえなくなった年齢も異なり、生まれた時から聞こえない方は、話すことが難しく、発音が明瞭でない方もいます。

途中から聞こえなくなった方(中途失聴者)は、話すことができるので、聞こえないことを理解してもらえないことがあります。

緊急時の放送が聞こえず、不安な時がありますので、電光表示や筆談で事故などの情報を知らせることが安心へとつながります。

知的障がいのある方

知的障がいのある方は、知的な発達に遅れがあり、自分の生活を社会に合わせていくことが難しく、特別なこだわりを持つたり同じ行動を繰り返す場合があります。

その方に合ったコミュニケーションの方法を見つけ、社会生活を援助する手だてがあれば、さまざまな機会が広がる可能性があります。

精神障がいのある方

精神障がいのある方は、一般的に不安を多く持っているため、緊張することが多く、日常生活を送るうえで困難を感じる場合があります。

難病・内部障がいのある方

難病とは、原因が分からず、治療方法の確立されていない病気や、慢性的で社会生活を送るうえで困難のある病気のことをいいます。

また、内部障がいは心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸といった体の内部にある臓器などに障がいがある方のことをいいます。

こうした難病や内部障がいのある方は疲れやすかったり、何らかの生活補助用具を使ったりしているため、生活での制約が多くあり、通院が欠かせません。

お互いさまの関係を築きましょー

困っている方や大変そうな方に気づいて、同情したり、一方的に援助したりすることが、必ずしも良いとは限りません。

相手の気持ちを尊重しながら、困った時には気軽に「どうしましたか」「ちょっと手伝ってもらえませんか」と言い合える、お互いさまの関係を築くことが、より良い社会への第一歩になります。



尊い命、みんなを守りましょー

9月10日～16日は自殺予防週間です。ひとりで悩まずに、ご相談ください。

【市の相談窓口】
障がい福祉課 ☎4288
健康増進課(保健センター) ☎995・3381

【埼玉県こころの電話】
平日 午前9時～午後5時
☎048・723・1447

【よりよいホットライン】
24時間365日対応
☎0120・279・338